

静岡県老人福祉施設協議会表彰要綱内規

(平成 17 年 6 月 28 日 静岡県老人福祉施設協議会理事会決定)

(平成 28 年 12 月 15 日 改正)

(平成 29 年 12 月 7 日 改正)

(令和 4 年 12 月 9 日 改正)

平成 2 年 12 月 12 日制定の静岡県老人福祉施設協議会表彰要綱（昭和 61 年 8 月 12 日制定。以下〔要綱〕という。）内規を、次のとおり定める。

記

- 1 要綱第 3 条第 1 項第 1 号に規定する「施設」とは、静岡県老人福祉施設協議会会則第 3 条に規定されている 5 種の施設及びその会員施設に併設の別表に定める 5 種の居宅サービス事業所をいう。
- 2 表彰を推薦される施設職員については、表彰年度における推薦時点で会員施設に在籍していることを前提とする。
- 3 要綱第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「5 年以上」の勤務年数及び第 2 号に規定する「10 年以上」の勤務年数の算定起点は、静岡県老人福祉施設協議会の会員に入会した時点から基準日までとする。
- 4 勤務年数の算定において、静岡県老人福祉施設協議会に入会している施設の社会福祉法人に属している社会福祉施設のうち別表に定める高齢者福祉施設における勤務実績を含ませることができる。
- 5 勤務算定年数には、現所属施設の勤務年数以外に上記項目を満たす静岡県老人福祉施設協議会の他の会員施設における勤務履歴を含むものとする。
- 6 勤務年数の算定にあたっては、産休期間及び育児休業期間を、勤務年数に含ませることができる。また、短時間勤務職員の場合は、常勤換算法により勤務年数を算定するものとする。
- 7 要綱第 4 条第 1 項第 3 号に規定する「施設への協力者及び団体に対する感謝」の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 当該法人役員からの慰問金（寄付金）及び慰問物品（寄付物品）の寄贈は、対象から除くものとする。
 - (2) 施設開設 5 年未満の施設は、対象から除くものとする。
 - (3) 施設への奉仕は、継続して 5 年以上または 30 回以上とする。
 - (4) 施設への慰問のうち、慰問金の額は 100 万円以上または 100 万円に達した場合、慰問物品は 100 万円相当額以上または 100 万円相当額に達した場合とする。ただし、施設開設時の金品の寄贈は含まないものとする。

8 要綱第4条第1項第3号アに規定する、すでに感謝の意を表した「施設等」とは、次のものをいう。

- (1) 静岡県老人福祉施設協議会加入の老人福祉施設
- (2) 前号の施設を経営する社会福祉法人
- (3) 市町の社会福祉協議会

(別表)

表彰要綱内規における表彰対象者所属施設の考え方

会員・施設区分		会 員 (第3条)	表彰対象 (表彰要綱)	表彰勤続 履歴の算入	
養護老人ホーム		○	○	○	
特別養護老人ホーム		○	○	○	
軽費老人ホーム		○	○	○	
短期入所 (ショート)		○	○	○	
デイサービス (単独・併設)		○	○	○	
居 宅 サ ー ビ ス 系	会 員 施 設 併 設	訪問介護・看護 (ホームヘルプ・訪看)	×	○	○
		居宅介護支援 (ケアプラン作成)	×	○	○
		地域包括支援センター	×	○	○
		認知症グループホーム	×	○	○
		小規模多機能型居宅介護	×	○	○
	上 記 以 外	訪問介護・看護 (ホームヘルプ・訪看)	×	×	○
		居宅介護支援 (ケアプラン作成)	×	×	○
		地域包括支援センター	×	×	○
		認知症グループホーム	×	×	○
		小規模多機能型居宅介護	×	×	○

「併設」： 同一施設内 (同一敷地内も含む)